

## 第1回

# 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成18年 2月14日

午後2：00～

場 所：水道局4階 大会議室

## 次 第

開 会

1. 委嘱状交付式

2. 市長挨拶

3. 委員紹介

4. 委員長及び副委員長選出

5. 委員長挨拶

6. 議 事

(1) 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方について

(2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項について

(3) 今後の策定委員会開催日程について

(4) その他

閉 会

(配布資料)

- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会名簿
- ・ 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱
- ・ 奈良県平成15年（調）第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件の経緯
- ・ 第1回策定委員会開催に当たっての申入書

資料1 環境清美工場の現状とエネルギー回収推進施設の整備計画についての基本的な考え方

資料2-1 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会での検討事項（案）

資料2-2 エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の整備について

資料3 今後の策定委員会開催日程（案）

《策定委員会の開催概要》

- ・ 第1回奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会開催概要

# 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会委員名簿

(五十音順)

番号	氏名	役職等	備考
1	今井 範子	奈良女子大学教授	
2	岡本 志郎	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
3	片山 信行	奈良市ごみ懇談会会長	
4	木内 喜久子	学園大和生活学校運営委員長	
5	郡 篤 孝	奈良市清掃業務審議会会長(同志社大学教授)	
6	國領 弘治	公害調停申請人の会広報部長	
7	阪本 昌彦	公害調停申請人の会副会長	
8	佐藤 真理	弁護士	
9	竹内 寛	右京地区自治連合会会長	
10	田中 啓義	弁護士	
11	田中 幹夫	弁護士	
12	馬場 徹	奈良市自治連合会会長	
13	坊 忠一	奈良国際文化観光都市建設審議会委員	
14	前迫 ゆり	奈良佐保短期大学教授	
15	三浦 教次	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
16	元島 満義	市民公募委員	
17	森住 明弘	NPO法人大阪ごみを考える会理事長	
18	安田 美紗子	市民公募委員	
19	山口 裕司	奈良市清掃業務審議会委員(奈良市議会議員)	
20	吉田 隆一	公害調停申請人の会会長	
21	渡辺 信久	京都大学助教授	

## 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清美部施設移転推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、ごみ焼却施設の移転が完了し、移転後の施設が稼働した日限り、その効力を失う。